

臨時免許申請方法（フローチャート）

申請する根拠法令
をご確認ください

初めての申請、または以前にも臨時免許での勤務経験
はあるがその臨時免許の期限は既に切れている場合

前回発行された臨時免許状有効期限の翌日から、継続し
て臨時免許状を申請する場合

臨時免許状は任用者または雇用者が
教育職員免許状を有する者を採用で
きない場合に限り授与することができ
る免許状のため個人の希望による申
請はできません

根拠法令

5条5項（新規）

5条5項（継続）